

令和3年2月1日

長期優良住宅認定申請等の申請様式の変更について

福岡市住宅都市局建築指導課

令和2年12月23日に国土交通省より「押印を求める手続きの見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」(令和2年国土交通省令98号)が交付されたことを踏まえ申請様式の書式の押印欄等を削除いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 変更内容

福岡市に、長期優良住宅の認定申請等を行う場合の申請書への建築主等の押印を不要とする。

(※委任状について現行通り、押印または自署を必要とする。)

認定申請等

- ・ 法第5条第1項から第3項による認定申請書
- ・ 法第8条第1項による変更認定申請書
- ・ 法第9条第1項による変更認定申請書
- ・ 法第10条による承認申請書
- ・ 長期優良住宅建築等計画の認定申請取り下げ届
- ・ 認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申請書
- ・ 認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書

2. 運用開始日

令和3年2月1日

※当面の間は旧様式で提出頂いても問題はありません。